## 長野労働局における台風 19 号豪雨災害への対応状況

長野労働局

## 課題 I 被災企業等に関連する雇用や労働条件等をめぐるトラブルの防止

- 1 企業・労働者のための特別相談窓口の設置(各監督署・ハローワーク)
  - ○相談件数(令和元年 12 月 25 日現在) 726 件

監督署関係 233件	ハローワーク関係 493件
<内訳> ・賃金・休業手当 66 件 ・非常時災害等の時間外労働 64 件 ・労災保険関係 50 件 ・年休関係 12 件 ・解雇・雇止め関係 10 件 ・安全衛生関係 10 件 ・その他 21 件	<内訳> ・雇用保険関係(事業所) 94 件 ・雇用保険関係(被保険者) 65 件 ・雇用保険関係(受給者) 56 件 ・雇用調整・雇用維持関係(事業所)243 件 ・雇用調整・雇用維持関係(従業員) 14 件 ・職業訓練関係 21 件

## 課題Ⅱ 被災企業等で働く方々の雇用の維持・確保に向けた取組への支援

- 1 台風19号豪雨災害に係る求職者等の状況
  - ○台風被害を受けた者のうちハローワークに求職申込みしている者(台風発生以前の求職者を含む)

152人(令和元年12月24日現在)

○台風被害を受けた雇用保険適用事業所の離職票等の交付枚数(県外居住者を含む)

(災害特例(※1)による離職票交付枚数及び激甚特例(※2)による休業票交付枚数)

5 9件(うち休業票交付 1 0件)(令和元年 12 月 18 日現在)

○台風被害を受けて離職した者の雇用保険受給資格決定件数(自己都合離職者を含む)

4 9件(うち激甚特例: 1 5件)(令和元年 12 月 18 日現在)

#### 【雇用保険の特例措置(一時的に離職する場合の特例措置)】

- (※1) 災害救助法の適用地域内に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる。
- (※2) 激甚災害法指定地域内に所在地がある事業所が、災害による事業休止により収入が得られない場合、失業 給付を受給できる場合がある。
- 2 雇用調整助成金 災害(台風 19号)特例(※3)(※4)の利用状況
  - ○雇用調整助成金計画届受理件数 15件(実事業所数:11事業所)(令和元年12月26日現在)
  - ○対象労働者数
- 879人 (延べ人数)

#### 【雇用調整助成金にかかる特例措置】

- (※3) 台風 19 号の被害による「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づく休業を行い、その休業についての手当を支払えば雇用調整助成金が利用できる。
- (※4) 休業を実施した場合の助成率を【中小企業】4/5、【大企業】2/3 に引き上げるなどの特例措置を実施。

# 課題Ⅲ 復旧工事、復旧作業における安全確保への指導、支援

- 1 工事発注者、関係団体等に対する労働災害防止の徹底に係る要請(17 団体)…10 月 15 日(水)
- 2 監督署による事業所巡回指導の実施(現場での防じんマスク、切創防止手袋、ゴーグル等の無償提供も実施)※事業所巡回指導…11 月8日までに長野署約220社、中野署約90社訪問(その他、上田署、小諸署においても巡回指導を実施)
- 3 復旧工事における労働災害発生状況を踏まえた要請(測量関係2団体)・・・11 月18日(月) (参考)復旧工事、復旧作業における労働災害発生状況(12月25日時点:労働者死傷病報告により把握) 復旧工事関連:4人、復旧作業:4人